

内閣府（防災担当）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン 土砂災害関連抜粋

※ページ番号はガイドラインの掲載ページ

1. ガイドラインの位置づけ (P1)

本ガイドラインは、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たって、最低限考えておくべき事項を示したものであり、より高度又は柔軟に運用できる体制を有している市町村においては、本ガイドラインの記載に必ずしもしばられるものではない。

2. 市町村長の責務 (P2)

住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。

市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。

3. 各人の避難行動 (P4)

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市町村は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

水害、土砂災害、高潮災害は台風とともに発生する場合が多く、水害、土砂災害については、前線による降雨により発生する場合も多い。まず各人は、気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要がある。

＜土砂災害における各人の避難行動に関する基本的な対応＞

- ・ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、市町村にすぐに連絡する。
- ・ 土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側に待避する。

- ・避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。

4. 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言 (P9)

災害対策基本法の改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する。

5. 避難勧告等の対象とする区域の設定 (土砂災害) (P11)

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難勧告等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では、屋内安全確保とはせず、早めに立ち退き避難を行う必要がある。一方で、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合は、屋内安全確保も考えられる。

6. 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動 (P15)

表 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

7. 土砂災害に関する避難勧告の意味 (P31)

土砂災害の発生には、降雨条件だけでなく局所的な地形・地質条件等の様々な要因が関係していると考えられ、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが難しい災害であるが、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、土砂災害に対しては、避難勧告等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要である。

8. 避難勧告等の対象となる土砂災害の危険性がある区域 (P31)

- ・ 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」
- ・ 土砂災害危険区域（都道府県が調査）
- ・ 土砂災害警戒区域等の隣接区域等

9. 避難勧告等の発表単位 (P32)

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難勧告等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難勧告等の発令を検討する必要がある。発表単位は、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ区分等の判断情報の入手性ととともに、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮して定めることが必要である。

10. 判断基準の設定例（土砂災害）(P34, P35, P36)

【避難準備情報の判断基準の設定例】

- 1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。
- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
 - 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
 - 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
 - 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【避難勧告の判断基準の設定例】

- 1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。
- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
 - 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
 - 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

【避難指示の判断基準の設定例】

- 1～5のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
 - 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
 - 3：土砂災害が発生した場合
 - 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
 - 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

1 1. 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合（P37）

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

1 2. 災害・避難カード（P48）

避難勧告等が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、住民ひとり一人が、あらかじめ災害種別毎にどう行動すればよいか、立ち退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

このため、本ガイドラインは、住所・建物毎に、これらの情報を記した「災害・避難カード」を導入し、自分にとって「命を脅かす危険性」に何があるのかを確認してもらう仕組みを提案する。

水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害種別毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に記す。

【〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号：避難が必要となる災害と避難方法等】

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A川	自宅2階	〇〇観測所雨量	〇〇mm
B川	〇〇避難場所	〇〇水位観測所	〇. 〇m
土砂災害	無し		
津波	無し		
高潮	無し		

【参考】

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号） 抜粋

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。